

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者(事業主)住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第16条第1項の規定により届け出ます。

※ 東京都受付欄

(注意)

- 1 ※欄には、記入しないでください。
- 2 周辺状況等を表示する図面、周辺状況写真、位置図、立面図(2面以上、彩色が施されたもので、日本産業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値(以下「マンセル値」という。)が表示されたもの)、景観計画で定める制限に対する措置状況を記載した書類等を添付してください。
- 3 設計又は施行方法の変更のうち、景観法第16条第1項の届出に係る行為が景観法第16条第7項各号に該当することとなるもの以外は、別記第2号様式により変更の届出をしてください。
- 4 行為の完了後、速やかにしゅん工写真等を提出してください。

1 行為の場所	地名地番										
	地域の別	☐ 景観基本軸		☐ 景観形成特別地区 ☐ 一般地域							
2 届出対象行為の種類、設計又は施行方法	届出対象行為		届出対象行為の内容								
	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)	区分	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)								
		用途	高さ	階数	階						
		敷地面積		延べ面積							
		外壁色彩のマンセル値	外壁基本色 色相()/明度()/彩度()								
			強調色 色相()/明度()/彩度()								
			屋根色 色相()/明度()/彩度()								
		許可等を取得する他法令の名称									
		(大規模建築物等の建築等に係る事前協議案件の場合) 事前協議書受付番号： 第 号 年 月 日									
	(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号)	区分	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)								
		用途	築造面積	m ²							
		高さ		m							
		外観色彩のマンセル値	外観基本色 色相()/明度()/彩度()								
			許可等を取得する他法令の名称								
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項第3号)	開発区域の面積		構築する施設							
		法面及び擁壁の高さ		法面及び擁壁の長さ							
		許可等を取得する他法令の名称									
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(条例第10条第2項第1号)	施行する土地の区域の面積		構築する施設							
		法面及び擁壁の高さ		法面及び擁壁の長さ							
		許可等を取得する他法令の名称									

(3面)

	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(条例第10条第2項第2号)	施行する土地の区域の面積	構築する施設	
		m ²		
		法面及び擁壁の高さ	法面及び擁壁の長さ	
	(6) 水面の埋立て又は干拓(条例第10条第2項第3号)	m	m	
		許可等を取得する他法令の名称		
3 行為の期間		着手予定日 年 月 日		
		完了予定日 年 月 日		
4 景観に関する情報の提供	種 別	☐ 説明会(回) ☐ 個別訪問		
		☐ その他()		
	情報提供を行った日又は期間	年 月 日～ 年 月 日	人数 人	
	使用した図書			
5 景観に関する区市町村への対応の経緯	関係部署	部 課 担当者 訪問日 年 月 日		
		部 課 担当者 訪問日 年 月 日		
	景観に関する区市町村の条例等			
	区市町村の意見及びそれに対する措置			
6 備考				

(日本工業規格A列4番)

第2号様式（第9条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者(事業主)住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第16条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

1 景観計画区域内における行為の届出書受付番号		年 月 日 第 号	
2 行為の場所	地名地番		
	地域の別	☐ 景観基本軸 ☐ 景観形成特別地区 ☐ 一般地域	
3 設計又は施行方法の変更の概要		変更前	変更後
4 変更理由			

※ 東京都受付欄

(注意)

- ※欄には、記入しないでください。
- 設計又は施行方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。

(日本産業規格 A 列4番)

第
年 月 日
号

宛

東京都知事

勸告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、東京都景観条例第13条第2項の規定により、氏名又は名称その他必要な事項を公表する場合があります。

記

- 1 届出のあった行為
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限
- 5 報告期限
- 6 報告先

年 月 日

年 月 日

		第 年	月	号 日
宛				
東京都知事				
変 更 命 令 書				
年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第 1 項の規定により、下記の措置をとることを命じます。				
なお、この命令に従わない場合は、同法第102条第 1 号の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。				
記				
1	届出のあった行為			
2	適合しないと認められる理由			
3	とるべき措置			
4	履行期限	年	月	日
5	報告期限	年	月	日
6	報告先			
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。				

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

第5号様式(第11条関係)

(表)

宛			第 年	月	号 日
東京都知事					
原 状 回 復 等 命 令 書					
第 号により通知した変更命令に係る行為については、景観法 第17条第5項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じ ます。					
なお、この命令に従わない場合は、景観法第101条の規定により、1年以下の拘禁 刑又は50万円以下の罰金に処されることがあります。					
記					
1 原状回復等命令の対象となる行為					
2 命令の理由					
3 とるべき措置					
4 履行期限			年	月	日
5 報告期限			年	月	日
6 報告先					
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。					

(日本産業規格A列4番)

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

第 年 月 日 号

宛

東京都知事

期 間 延 長 通 知 書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第17条第4項の規定により、下記のとおり期間を延長したので、通知します。

記

1 届出のあった行為

2 延長する期間

年 月 日から 年 月 日まで (日間)

3 延長の理由

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

東京都知事 殿

通知者(事業主)住 所

団体名

代表者

景観法第16条第5項の規定により通知します。

※ 東京都受付欄

(注意)

- 1 ※欄には、記入しないでください。
- 2 周辺状況等を表示する図面、周辺状況写真、位置図、立面図（2面以上、彩色が施されたもので、日本産業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値(以下「マンセル値」という。))が表示されたもの)、景観計画で定める制限に対する措置状況を記載した書類等を添付してください。
- 3 行為の完了後、速やかに竣工写真等を提出してください。

1 行為の場所	地名地番		
	地域の別	☐ 景観基本軸	
		☐ 景観形成特別地区	☐ 一般地域
届出対象行為の種類、設計又は施行方法	2 届出対象行為	届出対象行為の内容	
	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)	区分	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)
		用途	高さ m 階数 階
		敷地面積 m ²	延べ面積 m ²
		外壁色彩のマンセル値	外壁基本色 色相()/明度()/彩度()
			強調色 色相()/明度()/彩度()
			屋根色 色相()/明度()/彩度()
		許可等を取得する他法令の名称	
		(大規模建築物等の建築等に係る事前協議案件の場合) 事前協議書受付番号： 第 号 年 月 日	
	(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号)	区分	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)
		用途	築造面積 m ²
		高さ m	
		外観色彩のマンセル値	外観基本色 色相()/明度()/細度()
		許可等を取得する他法令の名称	
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項第3号)	開発区域の面積 m ²	構築する施設
		法面及び擁壁の高さ m	法面及び擁壁の長さ m
		許可等を取得する他法令の名称	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(条例第10条第2項第1号)	施行する土地の区域の面積 m ²	構築する施設
		法面及び擁壁の高さ m	法面及び擁壁の長さ m
		許可等を取得する他法令の名称	

	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(条例第10条第2項第2号)	施行する土地の区域の面積 m ²	構築する施設	
		法面及び擁壁の高さ m	法面及び擁壁の長さ m	
		許可等を取得する他法令の名称		
	(6) 水面の埋立て又は干拓(条例第10条第2項第3号)	施行する土地の区域の面積 m ²	構築する施設	
		法面及び擁壁の高さ m	法面及び擁壁の長さ m	
		許可等を取得する他法令の名称		
3 行為の期間		着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日		
4 景観に関する情報の提供	種 別	☐ 説明会(回) ☐ 個別訪問 ☐ その他()		
	情報提供を行った日又は期間	年 月 日～ 年 月 日	人数 人	
	使用した図書			
	出された意見及びそれに対する措置			
5 景観に関する区市町村への対応の経緯	関 係 部 署	部 課 担当者 訪問日 年 月 日 部 課 担当者 訪問日 年 月 日		
	景観に関する区市町村の条例等			
	区市町村の意見及びそれに対する措置			
6 備考				

大規模建築物等の建築等に係る事前協議書

年 月 日

東京都知事 殿

協議者(事業主)住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

東京都景観条例第 20 条の規定により協議します。

※ 東京都受付欄

（注意）

- 1 ※欄には、記入しないでください。
- 2 周辺状況を表示する図面、周辺状況写真、位置図、立面図又は外観透視図（全ての外壁面に彩色が施されたもので、日本産業規格 Z8721 で定める色相、明度及び彩度の三属性の値（以下「マンセル値」という。）が表示されたもの）、その他必要な書類及び図書等を添付してください。

(裏)

1 行為の場所		地名地番					
		地域の別	☐ 国会議事堂、迎賓館、明治神宮絵画館、東京駅丸の内駅舎の周辺区域 ☐ 文化財庭園等の周辺区域 ☐ 水辺景観形成特別地区 ☐ 皇居の周辺区域 ☐ _____ 景観基本軸 ☐ 上記以外の地域				
2 大規模建築物等の種類		☐ 高度利用地区 ☐ 都市再生特別地区 ☐ 再開発等促進区を定める地区計画 ☐ 特例容積率適用地区 ☐ 特定街区 ☐ 市街地再開発事業 ☐ 総合設計 ☐ その他 ()					
3 大規模建築物等の概要		用途	高さ		階数		
				m	階		
		敷地面積又は区域面積		延べ面積			
		m ²		m ²			
外壁色彩のマンセル値		外壁基本色 色相()／明度()／彩度()					
		強調色 色相()／明度()／彩度()					
		アクセント色 色相()／明度()／彩度()					
4 行為の期間		着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日					
5 景観に関する区市町村への対応の経緯	関係部署	部 課 担当者 訪問日 年 月 日					
		部 課 担当者 訪問日 年 月 日					
	景観に関する区市町村の条例等						
	区市町村の意見及びそれに対する措置						
6 備考							

選 定 同 意 書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
同意者 氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

東京都景観条例第22条第1項の規定により下記の建造物を東京都選定歴史的建造物
に選定することに同意します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地

第 年 月 日 号

宛

東京都知事

選 定 通 知 書

東京都景観条例第 22 条第 1 項の規定により下記の建造物を東京都選定歴史的建造物に選定したので、通知します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 選 定 番 号

第 年 月 日 号

宛

東京都知事

選 定 解 除 通 知 書

東京都景観条例 第 23 条第 1 項
第 24 条第 1 項 の規定により下記の東京都選定歴史的建造物の選定を
解除したので、通知します。

記

- 1 建 造 物 の 名 称
- 2 建造物の所在地
- 3 解 除 の 理 由

第 12 号様式（第 21 条関係）

滅失・毀損届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
届出者
氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり東京都選定歴史的建造物が※^{滅失}毀損したので、東京都景観条例第 26 条の規定により届け出ます。

記

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
選 定 番 号	号
※ ^{滅失} 毀損の事実が生じた日	年 月 日
※ ^{滅失} 毀損の 原 因	
毀 損 の 場 所 及 び 程 度 (き損の場合のみ)	
※ ^{滅失} 毀損の事実を知った日	年 月 日
※ ^{滅失} 毀損の後にとられた措 置その他参考となる事項	

(注意) ※印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

第 13 号様式（第 22 条関係）

現 状 変 更 届 出 書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり東京都選定歴史的建造物の現状を変更するので、東京都景観条例第
27 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
選 定 番 号	号
現 状 変 更 の 場 所	
現 状 変 更 の 内 容	
現 状 変 更 の 理 由	
設計者の住所及び氏名 〔法人にあっては、主 たる事務所の所在地 及び名称〕	
施工者の住所及び氏名 〔法人にあっては、主 たる事務所の所在地 及び名称〕	
着 手 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日

（注意） 現状変更の内容を示す図面及び仕様書、現状変更後の東京都選定歴
史的建造物の外観を示す色彩を着色した図面、現状変更予定場所の写
真を添付してください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

第 14 号様式（第 24 条関係）

非常災害のための応急措置届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
届出者
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり非常災害のために必要な応急措置として現状を変更したので、東京都景観条例第 27 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
選 定 番 号	号
応 急 措 置 の 場 所	
応 急 措 置 の 内 容	
応急措置を行った理由	
施工者の住所及び氏名 〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地 及び名称〕	
応 急 措 置 の 完 了 日	年 月 日

（日本産業規格 A 列 4 番）

第 15 号様式（第 25 条関係）

所 有 者 等 変 更 届 出 書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
届出者
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり東京都選定歴史的建造物の※ 所 有 者
権原に基づく占有者 が変更したので、
東京都景観条例第 28 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
選 定 番 号	号
変更前の※ 所 有 者 権原に基づく占有者 の住所及び氏名 〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地及び名称〕	
変更後の※ 所 有 者 権原に基づく占有者 の住所及び氏名 〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地及び名称〕	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

（注意） ※印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

第 16 号様式（第 25 条関係）

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
届出者 氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり東京都選定歴史的建造物の※ 所 有 者 の氏名等を変更
権原に基づく占有者
したので、東京都景観条例第 28 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
選 定 番 号	号
※ 所 有 者 の 権原に基づく占有者 変更前の住所 〔法人にあっては、主 たる事務所の所在地〕	
※ 所 有 者 の 権原に基づく占有者 変更後の住所 〔法人にあっては、主 たる事務所の所在地〕	
※ 所 有 者 の 権原に基づく占有者 変更前の氏名 〔法人にあっては、そ の名称〕	
※ 所 有 者 の 権原に基づく占有者 変更後の氏名 〔法人にあっては、そ の名称〕	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

（注意） ※印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

(表)

指 定 提 案 書	
年 月 日	
東京都知事	殿
提案者	住 所 氏 名 〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕
景観法※1	第20条第1項 第20条第2項 の規定により下記の建造物を景観重要建造物に指定するこ とを提案します。
※2東京都受付欄	
(注意) 1 ※1印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。 2 ※2欄には、記入しないでください。 3 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の 図面、道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真、景観法第20条第1項の 合意又は同条第2項の同意を得たことを証する書類を添付してください。	

(裏)

1 建 造 物 の 名 称	
2 建 造 物 の 所 在 地	
3 所有者の住所及び氏名 〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名〕	
4 建 築 年	元号 年 (西暦 年)
5 設 計 者	
6 施 工 者	
7 外 観 の 特 徴	
8 提 案 理 由 (景観上の重要性など)	

第 年 月 号
日

宛

東京都知事

非 指 定 通 知 書

景観法 第 20 条第 1 項 の規定により景観重要建造物の指定の提案があった建造物に
第 20 条第 2 項
については、指定しないこととしたので、同法第 20 条第 3 項の規定により下記のとおり
通知します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 提案年月日 年 月 日
- 4 建造物の所有者の氏名及び住所
- 5 指定しない理由

第 19 号様式（第 28 条関係）

第 年 月 号
日

宛

東京都知事

指 定 通 知 書

景観法第 19 条第 1 項の規定により下記の建造物を景観重要建造物に指定したので、
通知します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 建造物の所有者の氏名及び住所
- 6 指定の理由となった外観の特徴
- 7 同法第 19 条第 1 項に規定する土地その他の物件の範囲
別添のとおり

第 20 号様式（第 30 条関係）

現 状 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
申請者 氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観重要建造物の現状変更の許可を受けたいので、景観法第 22 条第 1 項の規定により下記のとおりに申請します。

記

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
現 状 変 更 の 場 所	
現 状 変 更 行 為 の 種 類	
設 計 方 法 又 は 施 行 方 法	
現 状 変 更 の 理 由	
設計者の住所及び氏名 〔法人にあっては、主 たる事務所の所在地 及び名称〕	
施工者の住所及び氏名 〔法人にあっては、主 たる事務所の所在地 及び名称〕	
着 手 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日

（注意） 当該行為の設計仕様書及び設計図、当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面、当該建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真、申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書を添付してください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

第 年 月 日 号

宛

東京都知事

現 状 変 更 許 可 書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更については、景観法第 22 条第 1 項の規定により下記のとおり許可します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 現状変更の場所
- 6 現状変更行為の種類
- 7 設計方法又は施行方法
- 8 着手予定日 年 月 日
- 9 完了予定日 年 月 日
- 10 許可の条件

（表）

		第 年	月	号 日
宛				
東京都知事				
原 状 回 復 等 命 令 書				
あなたが行った行為は、景観法第22条第1項の規定又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反しているので、同法第23条第1項の規定により、下記のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。 なお、この命令に従わない場合は、景観法第103条の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあります。				
記				
1	原状回復等命令の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号			
2	命令の理由			
3	とるべき措置			
4	履行期限	年	月	日
5	報告期限	年	月	日
6	報告先			
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。				

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

第 23 号様式（第 32 条関係）

滅失・毀損届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり景観重要建造物が※滅失したので、東京都景観条例第 30 条において
毀損
準用する第 26 条の規定により届け出ます。

記

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
※ 滅失 毀損 の事実が生じた日	年 月 日
※ 滅失 毀損 の 原 因	
毀 損 の 場 所 及 び 程 度 (毀損の場合のみ)	
※ 滅失 毀損 の事実を知った日	年 月 日
※ 滅失 毀損 の後にとられた措 置その他参考となる事項	

(注意) ※印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

第 24 号様式(第 33 条関係)

所 有 者 変 更 届 出 書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり景観重要建造物の所有者が変更したので、東京都景観条例第 30 条に
おいて準用する第 28 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
変更前の所有者の住所及び氏名 〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地及び名称〕	
変更後の所有者の住所及び氏名 〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地及び名称〕	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

(日本産業規格 A 列 4 番)

第 25 号様式（第 33 条関係）

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
届出者 氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり景観重要建造物の所有者の氏名等を変更したので、東京都景観条例
第 30 条において準用する第 28 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
所有者の変更前の住所 〔法人にあっては、主 たる事務所の所在地〕	
所有者の変更後の住所 〔法人にあっては、主 たる事務所の所在地〕	
所有者の変更前の氏名 〔法人にあっては、そ の名称〕	
所有者の変更後の氏名 〔法人にあっては、そ の名称〕	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

(表)

			第		号
			年	月	日
宛					
東京都知事					
管 理 に 関 す る 命 令 書					
あなたが所有又は管理する景観重要建造物は、管理が適当でないため滅失し、又は 毀損するおそれがある と認められるため、景観法第 26 条の規定により下記の措置をと ることを命じます。					
なお、この命令に従わない場合は、景観法第105条の規定により、30万円以下の過料 に処されることがあります。					
記					
1	命令の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号				
2	命令の理由				
3	とるべき措置				
4	履行期限	年	月	日	
5	報告期限	年	月	日	
6	報告先				
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。					

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

第 号
年 月 日

宛

東京都知事

管 理 に 関 す る 勧 告 書

あなたが所有又は管理する景観重要建造物は、管理が適当でないため滅失し、又は
管理が東京都景観条例に従って適切
毀損するおそれがある と認められるため、景観法第 26 条の規定により下記の措置をと
に行われていない
ることを勧告します。

記

- 1 勧告の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号
- 2 勧告の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

第 年 月 日 号

宛

東京都知事

指 定 解 除 通 知 書

景観法 第 27 条第 1 項 の規定により下記の景観重要建造物の指定を解除したので、
第 27 条第 2 項 通知します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 解除の理由

別記

第 1 号様式(第 6 条関係)

(平 21 規則 17・令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 2 号様式(第 9 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 3 号様式(第 10 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 4 号様式(第 11 条関係)

(平 23 規則 131・平 28 規則 14・令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 5 号様式(第 11 条関係)

(平 23 規則 131・平 28 規則 14・令元規則 27・令 3 規則 220・令 7 規則 117・
一部改正)

第 6 号様式(第 12 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 7 号様式(第 15 条関係)

(平 21 規則 17・令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 8 号様式(第 17 条関係)

(平 21 規則 17・令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 9 号様式(第 18 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 10 号様式(第 19 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 11 号様式(第 20 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 12 号様式(第 21 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 13 号様式(第 22 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 14 号様式(第 24 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 15 号様式(第 25 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 16 号様式(第 25 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 17 号様式(第 26 条関係)

(平 21 規則 17・令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 18 号様式(第 27 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 19 号様式(第 28 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 20 号様式(第 30 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 21 号様式(第 30 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 22 号様式(第 31 条関係)

(平 23 規則 131・平 28 規則 14・令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 23 号様式(第 32 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 24 号様式(第 33 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 25 号様式(第 33 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 26 号様式(第 35 条関係)

(平 23 規則 131・平 28 規則 14・令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 27 号様式(第 35 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)

第 28 号様式(第 36 条関係)

(令元規則 27・令 3 規則 220・一部改正)